

防災用品レンタルサービスご利用規約

アスクルは、防災用品のレンタルサービス(以下「本サービス」という)の利用規約(以下「本規約」という)を以下のとおり定めます。

第1条(サービス内容)

本サービスは、蓄電池等の所定の防災用品(以下「物件」という)を、本規約所定の期間、本規約所定の本サービスの利用料金(以下「レンタル料」という)でお客様にレンタルするサービスです。本サービスについては、本規約の定めが適用されます。

第2条(賃貸借)

- (1) アスクルは、本規約に定める条件で、アスクル Web サイト上の本サービスの専用ページ(以下「専用ページ」という)に記載の物件をお客様に賃貸し、お客様はこれを借受けます。
- (2) お客様は、専用ページ内のアスクル所定のフォーム(以下「申込みフォーム」という)において、本規約の内容を承諾のうえで、賃貸を希望する物件の種類・数量を指定して本サービスをお申し込みいただきます。
- (3) アスクルが、前項の申込みにつき、所定の審査を経て受注処理を完了したときに、お客様との間で物件の賃貸借契約が成立します。
- (4) アスクルは、お客様に本サービスを提供することが適切でないと判断した場合、申し込みを承諾せず、又は一度行った承諾を撤回することがあります。この場合であってもアスクルはお客様に生じた損害につき賠償する責任を負わないものとします。

第3条(お届け)

- (1) アスクルは、前条に従い物件の賃貸借契約が成立したときは、アスクル所定の方法で物件の引き渡し(お届け)を行うものとします。
- (2) お客様は、物件を受領次第直ちに、それを検品していただきます。物件に不良・不具合等(以下「瑕疵」という)があった場合には、直ちにその旨をアスクルに申し出ていただくものとし、この場合アスクルは、物件の修理又は交換に応じるものとします。
- (3) お客様は、前項に従い直ちに瑕疵がある旨の申出をされなかった場合、物件の引き渡し(お届け)が完了したものとします。

第4条(レンタル期間)

- (1) 本サービスにおける物件のレンタル期間は、第2条第3項に従いアスクルが受注処理を完了し物件を出荷した日(以下「出荷日」という)から開始するものとし、出荷日から6か月後の月の末日をもって終了するものとします。ただし、レンタル期間満了のアスクルの10営業日前までにお客様から何ら申し出がないときは、レンタル期間は自動的に1ヶ月更新するものとし、以後も同様とします。
- (2) 前項但書の定めに関わらず、物件のうち、所定の蓄電池(以下「蓄電池」という)に限り、以下に定める終了日をもってレンタル期間及び当該蓄電池の賃貸借契約は当然に終了するものとし、かつ、以下に

定める開始日をもって、アスクルは、お客様に対し、当該蓄電池と同等とアスクルが判断する新たな蓄電池を賃貸し、お客様はこれを借り受けるものとします。

・終了日:出荷日から24か月後の月の末日

・開始日:上記終了日翌日である(翌月)1日

当該新たな蓄電池のレンタル期間については、前項の定めを準用します(前項各号の「出荷日」は本項の「開始日」に読み替えて適用するものとします。)。蓄電池については、以後、24か月を経過する都度、本項(本項各号の「出荷日」は本項の「開始日」に読み替えて適用するものとします。)に従い終了するとともに新たな蓄電池について賃貸借契約が成立するものとします。

- (3) 前項の定めに従って終了した蓄電池につき、お客様は、前項に定める終了日をもって、アスクルより無償譲受を受けるものとします。お客様は、無償譲受を希望しない場合、当該終了日のアスクルの10営業日前までに、その旨、アスクルに対してアスクル所定の方法で通知するものとします。なお、本項の定めにより無償譲受がなされた蓄電池につき、アスクルは以後一切の責任を負わないものとし、お客様が所有者としての義務・責任を負うものとします。

第5条(解約)

- (1) お客様は、物件のレンタル期間中であっても賃貸借契約を解約できます。その場合、お客様はアスクルに対し、解約日のアスクルの10営業日前までに解約の意思表示をアスクル所定の方法で通知するものとします。
- (2) お客様は、前条第1項に定める終了日より前に前項の解約をした場合、解約違約金として、前条第1項に定める終了日までのレンタル料相当額をアスクルに支払うものとします。当該解約違約金は解約日に発生するものとし、お客様にはこれを次条第1項に準じてお支払いいただきます。ただし、前条第2項の定めに従って成立する新たな蓄電池の賃貸借契約の解約については、解約違約金はいただきません。
- (3) 本条により解約された場合であっても、レンタル料の日割計算はされません。

第6条(レンタル料)

- (1) お客様には、アスクルに対する本サービスの利用料金としてのレンタル料が毎月1日(レンタル期間開始月については、アスクルが第2条第3項の受注処理を完了したとき)に発生します。アスクル所定の月額金額を、通常のアスクルサービスのご利用時に準じた支払期日、支払方法で支払いいただきます。なおご利用日数に応じたレンタル料の日割計算はありません。
- (2) レンタル期間開始月のレンタル料は、物件の出荷日に関わらず、アスクル所定の1か月分の月額料金となります。また、レンタル期間最終月の分のレンタル料のご請求はありません。
- (3) お客様は、レンタル期間中において、理由のいかんを問わず、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、アスクルに対するレンタル料の支払いを免れません。ただし、アスクルの責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではありません。

第7条(物件の使用・管理)

- (1) お客様は、お届け日から、善良な管理者の注意をもって物件を保管・管理し、アスクルの事前の承諾を得ずに、改造その他形状、規格、性能等の変更又は修繕を行ってはならないものとします。

- (2) お客様は、レンタル期間中、物件のお届け先としてお客様が指定した住所地において物件の保管・管理を行わなければなりません。
- (3) お客様は、物件について、使用の条件(使用手順・方法や設置環境等を含む)が定められている場合は、これを遵守しなければならないものとします。
- (4) お客様は、レンタル期間中、物件に、アスクルからのレンタル品である旨のアスクル所定の表示がある場合は、当該表示を外してはならないものとします。
- (5) 物件の保管・管理に関連して第三者に発生した損害については、それがアスクルの故意又は重過失により生じたものでない限り、お客様がその損害を賠償する責任を負うものとします。
- (6) アスクルが、お客様に代わって、第三者に対し前項の賠償を行った場合は、アスクルは、お客様に対して直ちにその全額を求償することができるものとします。
- (7) アスクルは、物件のうち蓄電池について、常時本来の機能を発揮するよう、年1回、原則としてレンタル期間の開始日より12か月ごとの保守、点検及び整備を行うものとし、蓄電池が破損、故障したときは、その原因がお客様の責に帰する場合を除き、交換、補充、修繕又は修復を行い、その一切の費用を負担するものとします。

第8条(費用負担)

お客様は、アスクル及びお客様が別途合意した場合を除き、物件の通常の保管・管理に必要な機器や消耗品等の一切の費用を負担するものとします。

第9条(物件の破損・紛失等)

- (1) お客様は、物件の故障・破損・紛失・盗難その他物件の通常の使用を妨げる事由が生じた場合、その旨を直ちにアスクルに通知するものとします。
- (2) お客様は、物件の故障・破損が生じた場合であっても、アスクルの事前の承諾を得ることなく、物件を修理してはならないものとします。
- (3) 物件の故障・破損等が生じた場合、アスクルは、第1項の通知を条件として、物件の修理、又は代替品との交換を行うものとします。
- (4) お客様の故意又は過失により第1項の事由が発生した場合、お客様はアスクルに対し、当該事由により生じた損害(修理費用、代替品との交換費用を含む)を賠償するものとし、前項の規定にかかわらず、アスクルは、物件の修理又は代替品の交換を拒絶するとともに賃貸借契約を直ちに解除することができるものとします。この場合において、アスクルの解除日が第4条第1項に定める終了日より前である場合は、お客様は、違約金として、第4条第1項に定める終了日までのレンタル料相当額をアスクルに支払うものとします。当該レンタル料相当額はアスクルの解除日に発生するものとし、お客様にはこれを第6条第1項に準じてお支払いいただきます。

第10条(本サービスの停止等)

- (1) アスクルは、以下のいずれかに該当する場合、お客様に事前に通知することなく、本サービスを一時的に停止又は中断することができるものとします。
 - ① 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの一部又は全部の提

供が一般的に困難な状況に陥った場合。

- ② 営業上、セキュリティ上、技術上等やむを得ないとアスクルが判断する事由が生じた場合。
 - ③ 本サービスの申込みに係る申込みフォーム記載事項やアスクルが提出を求めた書類に虚偽の記載事項があり、又はそのおそれのある場合。
 - ④ その他、アスクルが停止又は中断が必要と判断した場合。
- (2) アスクルが、お客様に対し、前項に基づく措置としてレンタルしている物件を一時的に返却することを求めた場合、お客様は、アスクルに対し、直ちに物件の一時的な返却に応じるものとします。
- (3) アスクルは、前2項に基づきアスクルが行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 11 条(物件の返却)

- (1) お客様は、物件のレンタル期間が終了した場合又は理由の如何を問わず物件の賃貸借契約が終了した場合は、アスクルと協議の上定める返却日(何らかの理由により定められなかった場合は当該事由が生じた日から2週間以内とし、以下「返却日」という)までに、アスクル所定の方法により、物件の返却をするものとします。なお、当該返却に要する費用はお客様の負担とします。
- (2) 前項の返却に際して、お客様の故意又は過失により物件が故障、破損等していた場合には、お客様は、アスクルに対し、当該事由によりアスクルに生じた損害を賠償するものとします。
- (3) お客様は、返却日までに物件の返却が完了しない場合、アスクルに対し、それによりアスクルに生じた損害を賠償するものとします。但し、アスクルのみの責めに帰すべき事由に起因して、当該物件の返却が完了しない場合は、アスクル及びお客様で協議の上、その後の取扱いを定めるものとします。

第 12 条(契約解除)

- (1) アスクルは、お客様に次の各号に挙げる事由のいずれかが生じた場合、何らの通知・催告を要さずに直ちに本サービスを停止しかつ物件の賃貸借契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合アスクルは、当該解除によりお客様に生じた損害を賠償する責任を負わず、またお客様は、アスクルに対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弁済しなければなりません。
- ① 本規約に定める義務に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に違反が是正されないとき。
 - ② 自らが振出、引受、裏書又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - ③ 自らの財産について強制執行若しくは担保権事項等の申立てを受けたとき、又はその重要な資産について仮差押若しくは仮処分等を受けたとき。
 - ④ 公租公課等の滞納処分を受けたとき。
 - ⑤ 支払い停止若しくは支払い不能に陥ったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立て若しくはこれに類する法的整理手続の申立てがあったとき。
 - ⑥ 解散を決記したとき、解散命令若しくは解散判決を受けたとき、その他の事由により解散したとき(合併による場合を除く。)又は清算若しくは任意整理の手続きに入ったとき。
 - ⑦ 営業登録等の取り消し又は営業停止の処分を受けたとき。

- ⑧ 前各号に掲げる事由のほか、アスクルご利用規約に違反したとき、および本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- (2) 前項のアスクルの解除日が第4条第1項に定める終了日より前である場合は、お客様は、違約金として、第4条第1項に定める終了日までのレンタル料相当額をアスクルに支払うものとします。当該レンタル料相当額はアスクルの解除日に発生するものとし、お客様にはこれを第6条第1項に準じてお支払いいただきます。なお、前項のアスクルの解除日にかかわらず、アスクルに損害が生じた場合は、別途アスクルがお客様に対し損害賠償請求することを妨げないものとします。

第13条(免責)

物件、本サービス、又は各物件の賃貸借契約に関連してお客様に発生した損害については、請求原因の如何を問わず(債務不履行責任、瑕疵担保責任、契約不適合責任、不法行為責任を含むがこれに限られない)、それがアスクルの故意又は重過失により生じたものでない限り、アスクルは一切の責任を負わないものとします。

第14条(損害賠償)

アスクルは、お客様が本契約に違反した場合その他お客様の責めに帰すべき事由によりアスクルに損害が生じたときは、お客様に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

第15条(譲渡禁止)

お客様は、アスクルの事前の書面又は電子メールによる承諾なくして、本サービス、又は各物件の賃貸借契約上の地位を第三者に承継させ、又は同契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならないものとします。

第16条(紛争処理)

本サービス、各物件の賃貸借契約に関し、お客様と第三者との間に苦情、紛争等を生じた場合、お客様は直ちにアスクルに報告の上、アスクル及びお客様で協力して解決にあたることとし、お客様はアスクルの指示に従うこととします。

第17条(調査)

物件の使用状況に関し、アスクルが必要があると認めるときは、アスクルはお客様に報告を求めることができるものとします。また、アスクルの要請があったときは、お客様は物件の所在する場所へのアスクルの立ち入りに応じなければならないものとします。

第18条(本規約の変更)

アスクルは、本規約を変更することができます。この場合、アスクルは、専用ページにて変更適用日及び変更後の内容を公表又は通知するものとし、変更適用日後もお客様が本サービスを継続した場合には、お客様は本規約の変更合意したものとみなされ、本規約の変更後の内容が本規約の内容となるものとします。

第 19 条(その他)

- 1 本規約に定めのない事項については、アスクルご利用規約の定めが適用されます。
- 2 お申し込みいただく、個人情報を含むお客様情報につきましては、業務委託先である株式会社ヤザワコーポレーションに対して以下の目的のため提供いたします。またその他、お客様の情報に関しては、アスクル情報セキュリティ方針・個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、適切に取り扱いいたします。詳細についてはこちら(<https://www.askul.co.jp/guide/policy/privacy.html>)をご確認ください。

個人情報・お客様情報の利用目的

- ① レンタル品のお届けおよび、レンタル品の引き取り対応のため
- ② レンタル品のサポート、お問い合わせ対応時におけるお客様の特定のため

附則

- (1) この利用規約は、2021年3月11日から施行します。